

八王子市立第二中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等のための基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立第二中学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらには、生命や身体にまでも深刻な危機を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対するいじめを知らず知らずのうちに放置することなどがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深め、防止に向けた意識を高めながら、いじめ防止への対策を進めていく。

〇令和7年度の重点項目

*いじめの当事者（被害生徒・加害生徒）への指導および第三者生徒の意識を高めることにより、学校全体でいじめを許さない風土をつくる。

〇令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- * SNSを通じて行われる誹謗中傷等によるいじめの防止。
- * 相談できる大人づくり（相談体制の充実）

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週月曜日 2校時（9時50分から）
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
SSW（月に1回程度）
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務める。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 早期発見・早期対応
 - ・ アンケート、子ども見守りシート等→周囲の大人が見落とさない
 - ・ 学校いじめ対策委員会→組織的対応
- 未然防止
 - ・ 特別の教科道徳を核とした心の教育
→思いやりの心、人権尊重の精神の醸成
 - ・ 毎週月曜日6校時、生徒、教員による二者面談
→相談できる大人づくり、SOS発信

いじめの防止等に関する教員研修

- 4/14（月） 「いじめの未然防止と早期発見と的確な対応」
講師：指導主事
- 8/22（金） 「重大事態の理解と対応」講師：スクールロイヤー
- 1/8（木） 「いじめへの組織的な対応」講師：SC

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 学期に1回、いじめを題材にした授業実施（全学年）
- 5/16（金）セーフティ教室
「情報モラル」（全学年）
- 7/（ ）いじめ防止プログラム（第1学年）
アンガーマネジメント
- 11/（ ）弁護士によるいじめ予防授業
（第2学年）

SOSの出し方に関する授業

- SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」（DVD東京都教育委員会）を使った授業
- 保健（第1学年）「ストレスへの対処の仕方（欲求やストレスの心身への影響）」

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 7/3（水）いじめを題材にした特別の教科道徳（全学年）
- 7/7（月）全校朝礼にて校長講和（全学年）
- 7/10（木）認知症サポーター養成講座（第3学年）

生徒の自己肯定感を高める取組

- 各教科授業：「できた！わかった！」を体感させる授業改善
- 特別の教科道徳：「向上心、個性の伸長」
「希望と勇気、克己と強い意志」
- 特別活動：責任感、信頼感、達成感を体感させる学校行事
- 地域行事：「ふれあい講座」「あいさつ運動」「クリーン活動」等
- 関係機関との連携：「なかの幼稚園実習」「赤ちゃんふれあい講座」
「認知症サポーター養成講座」

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。